

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：よつば保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：園長 今村 修一 (管理者)	開設年月日： 平成28年4月1日
設置主体：社会福祉法人よつば福社会 経営主体：社会福祉法人よつば福社会	定員：120名 (利用人数) 142名
所在地：〒861-8045 熊本市東区小山5丁目27-40	
連絡先電話番号： 096-388-5300	FAX番号： 096-388-5310
ホームページアドレス	http://yotsuba-ns.com

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
生後3ヶ月～就学前まで保育 自主事業 延長保育・一時保育 地域活動事業 地域交流事業	入園式 進級式 幼年消防クラブ結成式 (年長) お見知り遠足 個人面談 人形劇 観劇 お泊り保育 内科検診(年2回) 歯科検診 交通安全教室 保育参観 誕生 会(毎月) プール開き(水難訓練) 七夕の集い 夏祭り 施設訪問 運動会 地域事業所感 謝訪問 クリスマス発表会 餅つき(保護 者、地域老人会参加) 節分行事 他園と の交流行事 園児作品展 ひなまつり お 別れ会 小学校との交流会 卒園式 園外 保育(毎月) 身体測定(毎月) 避難訓練(毎月) 英語教室 スポーツ教 室 年中・年長ジャガイモ・大根・サツ マイモの植え付け及び収穫切干大根作り ハロウィン訪問
居室概要	居室以外の施設設備の概要
鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ合 板ぶき3階建	園庭 園舎屋上遊び場 以上児滑り台 未満児滑り台 鉄棒 砂場 未満児用スイ ング遊具 ジャングルジム プール 農園 倉庫 隣接運動場 第一・第二駐車場 遊具各種

2 施設・事業所の特徴的な取組

熊本市の東部地区の自然環境に恵まれた位置条件を生かし、自然環境に慣れ親しみ心豊かな感性を持つ子どもづくりを目指すとともに、体力（体操教室）知力（英語教室・リトミック）増進に取り組んだ保育並び食育に力を入れています。

3 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1 恐竜などの創造活動を作品展で紹介

よつば保育園では玄関ホールに、年長組・年中組が共同で制作した、迫力ある恐竜「トリケラトプス」（保育園での通称：よつばノドン、緑の迷彩色で、高さ2.8m、幅1.8m、奥行き3m）の展示があり、その下に3歳児組が作った紫の迷彩色の卵が、展示されています。壁には前年度社会科見学に行った際に見た、平成28年熊本地震の被害にあった熊本城の絵が飾られています。

職員の支援により創造性が膨らみ、なぐり絵、ちぎり絵、マーブリング、貼り絵、にじみ絵、絵画、夏のボディペインティングなど、さまざまな子ども達の遊びの絵が、作品として完成しています。

毎年、一年間の子ども達の作品や表現したことを集大成として、2月に作品展を3日間開き、保護者や地域の方々に見てもらっています。

2 体力増進の外遊び

体力を増進することに取り組み、悪天候でない限り外遊びを取り入れています。園庭では夏場は全面に遮光ネットが設置され、固定遊具や三輪車・フープ・ボールが用意されています。

未満児・以上児がともに遊ぶ場合は、園庭に折り畳みの柵を設置し、安全に遊べるようにしています。

歩いて5分以内の場所に、1反あまりの畑や第二園庭があり、菜園活動など自然に触れて体を動かす遊びを多く取り入れ、昆虫を追いかけたり、走り回ったりして遊んでいます。散歩や社会見学旅行など園外活動も、積極的に取り入れています。

外部講師による体操教室・リトミックで元気に身体を動かし、伸びのびとした園生活を送っています。

3 2階に多目的廊下を設置

2階保育室南側に広くスペースを取って、「多目的廊下」を設置しています。以上児用のあそび場として、給食時・午睡時の準備をする場として、更に、階段を使つての未満児の足腰や腕の筋肉を付ける為にも使われています。

4 市の図書館の絵本の貸し出しサービス

子ども達は、毎月個人持ちの絵本を購入していますが、園として市立図書館から2ヶ月に1回の頻度で、200冊の絵本を借り受け、保育の中での読み聞かせをし、子どもの家庭への貸出しをし、子ども達が絵本に親しめるように援助しています。

5 園内の除菌・消毒・加湿

ウイルス・カビや食中毒を防ぎ、除菌・消毒及び加湿のため保育室でのスーパー次亜水の噴霧を行っています。給食室では野菜・食器の洗浄にも使われ、園全体での清掃にも使用されています。

6 目指す保育士像

園が独自で取り組まれています「保育の心」(25項目)を示し、「1 保育の現場は、心配りが最も大切」など、「目指す保育士像」を明確にしています。

◆改善を求められる点

1 保護者からの相談内容に対する取り組み状況の周知

保護者の相談、意見に関する取り組みは、保護者に十分周知されている必要があります。複数の相談方法や相手を自由を選ぶことを、分かり易くした文書作成と掲示に期待されます。また、全保護者が利用しやすいように意見箱の設置場所の工夫が期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

(H30.3.12)

開園2年目で受審の運びとなりました。(社福)よつば保育園は、前身の認可外保育園を平成23年4月に長嶺東に開園し市からも認証を受け、保護者の方々からも多くのご指示を賜り、平成28年4月に認可保育園を開園することができました。大自然の中で保育業務を行い子どもたちの最善の利益を追求していくつもりです。

今回の受審では、訪問調査や事前・当日の聞き取りを通して、保育サービスの基本を再認識しております。自己評価の取り組みの中では、全職員が保育園の課題に気づき、保育園の良い点又改善する点も再認識する事が出来ました。健全な保育また、保育向上を行うためには、職員間の連携、そして地域・関係機関との連携、及び保護者の方のご協力、ご理解を得るため更なる努力を行ってまいります。さらに、保護者の方との繋がりが高まるよう工夫していきたいと思っております。

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所在地	上益城郡益城町福富822番地
評価実施期間	H29年9月15日～H30年2月28日
評価調査者番号	①第13-008号
	②第13-011号
	③第17-002号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：よつば保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：園長 今村 修一 (管理者)	開設年月日： 平成28年4月1日
設置主体：社会福祉法人よつば福祉会 経営主体：社会福祉法人よつば福祉会	定員：120名 (利用人数) 142名
所在地：〒861-8045 熊本市東区小山5丁目27-40	
連絡先電話番号： 096-388-5300	FAX番号： 096-388-5310
ホームページアドレス	http://yotsuba-ns.com

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
生後3ヶ月～就学前まで保育 自主事業 延長保育・一時保育 地域活動事業 地域交流事業	入園式 進級式 幼年消防クラブ結成式 (年長) お見知り遠足 個人面談 人形劇 観劇 お泊り保育 内科検診(年2回) 歯科検診 交通安全教室 保育参観 誕生 会(毎月) プール開き(水難訓練) 七夕の集い 夏祭り 施設訪問 運動会 地域事業所感 謝訪問 クリスマス発表会 餅つき(保護 者、地域老人会参加) 節分行事 他園と の交流行事 園児作品展 ひなまつり お 別れ会 小学校との交流会 卒園式 園外 保育(毎月) 身体測定(毎月) 避難訓練(毎月) 英語教室 スポーツ教 室 年中・年長ジャガイモ・大根・サツ マイモの植え付け及び収穫切干大根作り ハロウィン訪問

居室概要	居室以外の施設設備の概要
鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ合板ぶき3階建	園庭 園舎屋上遊び場 以上児滑り台 未満児滑り台 鉄棒 砂場 未満児用スイング遊具 ジャングルジム プール 農園 倉庫 隣接運動場 第一・第二駐車場 遊具各種

職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1		保育士	17	2	
副園長	1		幼稚園教諭	14	2	
主任保育士	1		調理師	1	2	
副主任保育士	1		栄養士		1	
保育士	14	2	准看護師資格		1	
保育補助		1	管理栄養士		1	
看護師		1				
事務長	1					
管理栄養士	1					
調理師	1	2				
環境整備		1				
合 計	21	7	合 計	32	9	

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上しています場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

理念 児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児の保育を行い、その心身の健全な育成を図ります。またこどもの最善の利益のため、地域社会と力を合わせ児童福祉を積極的に推進するよう努め子育て支援に貢献します。

基本方針 安心できる人間関係、整った保育環境の中で自己を十分に発揮しながら活動することにより健全な心身の発達を図ります。郷土の良さや四季折々の自然や文化を取り入れた保育を行います。

3 施設・事業所の特徴的な取組

熊本市の東部地区の自然環境に恵まれた位置条件を生かし、自然環境に慣れ親しみ心豊かな感性を持つ子どもづくりを目指すとともに、体力（体操教室）知力（英語教室・リトミック）増進に取組んだ保育並び食育に力を入れています。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年9月15日（契約日）～ 平成30年2月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成 年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1 恐竜などの創造活動を作品展で紹介

よつば保育園では玄関ホールに、年長組・年中組が共同で制作した、迫力ある恐竜「トリケラトプス」（保育園での通称：よつばノドン、緑の迷彩色で、高さ2.8m、幅1.8m、奥行き3m）の展示があり、その下に3歳児組が作った紫の迷彩色の卵が、展示されています。壁には前年度社会科見学に行った際に見た、平成28年熊本地震の被害にあった熊本城の絵が飾られています。

職員の支援により創造性が膨らみ、なぐり絵、ちぎり絵、マーブリング、貼り絵、にじみ絵、絵画、夏のボディペインティングなど、さまざまな子ども達の遊びの絵が、作品として完成しています。

毎年、一年間の子ども達の作品や表現したことを集大成として、2月に作品展を3日間開き、保護者や地域の方々に見てもらっています。

2 体力増進の外遊び

体力を増進することに取り組み、悪天候でない限り外遊びを取り入れています。園庭では夏場は全面に遮光ネットが設置され、固定遊具や三輪車・フープ・ボールが用意されています。

未満児・以上児がともに遊ぶ場合は、園庭に折り畳みの柵を設置し、安全に遊べるようにしています。

歩いて5分以内の場所に、1反あまりの畑や第二園庭があり、菜園活動など自然に触れて体を動かす遊びを多く取り入れ、昆虫を追いかけたり、走り回ったりして遊んでいます。

散歩や社会見学旅行など園外活動も、積極的に取り入れています。

外部講師による体操教室・リトミックで元気に身体を動かし、伸びのびとした園生活を送っています。

3 2階に多目的廊下を設置

2階保育室南側に広くスペースを取って、「多目的廊下」を設置しています。以上児用のあそび場として、給食時・午睡時の準備をする場として、更に、階段を使つての未満児の足腰や腕の筋肉を付ける為にも使われています。

4 市の図書館の絵本の貸し出しサービス

子ども達は、毎月個人持ちの絵本を購入していますが、園として市立図書館から2ヶ月

に1回の頻度で、200冊の絵本を借り受け、保育の中での読み聞かせをし、子どもの家庭への貸出しをし、子ども達が絵本に親しめるように援助しています。

5 園内の除菌・消毒・加湿

ウイルス・カビや食中毒を防ぎ、除菌・消毒及び加湿のため保育室でのスーパ一次亜水の噴霧を行っています。給食室では野菜・食器の洗浄にも使われ、園全体での清掃にも使用されています。

6 目指す保育士像

園が独自で取り組まれています「保育の心」(25項目)を示し、「1 保育の現場は、気配りが最も大切」など、「目指す保育士像」を明確にしています。

◆改善を求められる点

1 保護者からの相談内容に対する取り組み状況の周知

保護者の相談、意見に関する取組みは、保護者に十分周知されている必要があります。複数の相談方法や相手を自由に選べることを、分かり易くした文書作成と掲示に期待されます。また、全保護者が利用しやすいように意見箱の設置場所の工夫が期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント(400字程度)

(H30.3.12)

開園2年目で受審の運びとなりました。(社福)よつば保育園は、前身の認可外保育園を平成23年4月に長嶺東に開園し市からも認証を受け、保護者の方々からも多くのご指示を賜り、平成28年4月に認可保育園を開園することができました。大自然の中で保育業務を行い子どもたちの最善の利益を追求していくつもりです。

今回の受審では、訪問調査や事前・当日の聞き取りを通して、保育サービスの基本を再認識しております。自己評価の取り組みの中では、全職員が保育園の課題に気づき、保育園の良い点又改善する点も再認識する事が出来ました。健全な保育また、保育向上を行うためには、職員間の連携、そして地域・関係機関との連携、及び保護者の方のご協力、ご理解を得るため更なる努力を行ってまいります。さらに、保護者の方との繋がりが高まるよう工夫していきたいと思えます。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	108	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 保育所の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されています。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られています。	Ⓐ・b・c
<コメント> ・理念・基本方針が保育園内の文書に記載されています。広報誌、パンフレット、ホームページ等に記載され、また、保育所園の展示スペースや事務所に、分かり易く掲げられています。 ・保育園の理念から、UDや職員の行動規範となるよう、具体的な内容になっています。 ・理念や基本方針は分かり易く明瞭であり、常々、保育園内での会議や研修会で説明や協議があっており、職員には十分に周知出来ています。また、毎年4月1日には児童憲章と共に理念・基本方針を読み上げ、全員で復唱を行う等の取り組みが組織的に出来ています。 ・総会時には理念・基本方針が記載された「保育園のしおり」を保護者、利用者家族へ配ることで周知が図られています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応しています。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されています。	Ⓐ・b・c
<コメント> ・よつば保育園は無認可から認可保育園としてH28.4.1に開園されました。社会福祉事業や地域の動向については、特に、待機児童解消や一時預かり等を含めた子育て支援や財政的な面について把握されています。 ・地域の各種福祉計画の動向や内容については、国、県及び市の情報を的確に収集し、熊本市東部地域4園で開催される毎月の定例会議等で、それぞれの保育園で確認し合う事で検討されています。 ・保育園が位置する地域での特徴や変化等の経営環境について、よつば保育園の将来構想『地域に開かれた園、地域に根ざした園、選ばれる園をめざし、「100年続く『信頼』を求めて、日々精進してまいります。』にもあるように、熊本市東部地域に増え続けている住宅、待機児童、入園予定等や環境の変化に対し、課題と共に現実問題として分析されています。 ・定期的な保育のコスト分析や、保育利用者の推移、利用率等の分析については、開園して三年目ではありますが、よつば保育園が熊本市東部地域の発展的住宅地の中心に位置することから、常に利用者の推移については把握分析されています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めています。	Ⓐ・b・c
<コメント> ・経営環境や実施する保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況		

等の現状分析や課題、問題点については、どの事業所でも同様であると思われますが、予算歳出の中では人件費の割合が非常に高い状況にあります。人件費以外の歳出は極力抑えるよう努力し、組織体制を含めた経営の現状分析ができています。

- ・経営状況や改善すべき課題については、役員会や職員会議において保育園の現状を皆で共有できています。
- ・経営課題の解決・改善の取り組みについては、全職員に伝えることで歳出を極力抑える取り組みができています。具体的には、備品等の購入などはリサイクル品で揃えられるものは揃え、また園児用の絵本についても、購入を行わずに市立図書館からの貸し出しを利用する等、歳出を極力抑えた改善策が前向きに取り組まれ実行されています。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされています。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されています。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画については、理念や基本方針の実現に向けた目標が明確にされており「施設・利用者が主役」のスローガンのもとに、目指す幼児像や保育環境の整備、地域活動の実施、職員研修等が中・長期ビジョンに取り込まれ策定されています。 ・経営課題や問題点の解決・改善の取り組みについては、目指す子ども像が確立されており、保育の方法、保健安全、保育環境の整備、地域活動の実施、職員研修等、具体的な内容になっています。 ・中・長期計画は、事業計画と収支計画の両面からの計画であります。組織体制や設備の整備、人材育成の計画は出来ており、今後の利用者増減や人件費等についても把握されています。よつば保育園が新設であることから、増改築の予定は現在のところありませんが、昨年、2階に倉庫の改築工事が行われたように、中・長期計画は、必要に応じ事業計画、収支計画共に、見直しが行われています。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されています。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度の事業計画は中・長期計画の内容を反映した単年度の計画になっており、保育の充実とスムーズな保育園が実現するために、「①保育内容の充実を図る、②保育園を利用する子どもの保護者への支援、③地域の子育ての支援事業、④次世代を担う職員育成、⑤保育園運営の組織化、⑥緊急災害発生時の備えを進める」を、重点とした計画になっています。 ・単年度の事業計画は園が無理することなく、実現可能な計画の内容になっており、計画されたことを、遂行されています。 ・策定した事業計画の評価は、毎年、保育園のあり方について職員間のディスカッションを重ねた内容になっています。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されています。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解しています。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・よつば保育園では、保育園の運営及び事業計画が円滑に遂行できるように、毎月の全体職員会議及び部署会議、クラス会議、献立会議が開催されており、常に全職員参画のもと、意見を集約することが、組織的にできています。 ・事業計画は、毎年度末に策定されており、評価・見直しが組織的に行われています。 ・事業計画が円滑に遂行できるように、常に毎月の職員会議で説明されており、保育園内で 		

周知理解が出来る組織的な取り組みが来ています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の主な内容については、毎年の総会や保護者会時に、よつば保育園のパンフレットと共に、保育園独自で作成されています「保育園のしおり」を配布し、説明及び周知が行われています。また、保護者にも目立つように掲示し、理解を促されています。 ・総会や保護者会時に説明するパンフレットや説明資料は、内容が理解し易く、常に利用者目線に立った、分かり易い内容になっています。 ・事業計画には、四季折々に合った行事が沢山組み込まれています。多岐にわたる行事の中には、自治会や老人会等の地域人材や、保護者参加の行事もあり、園全体で活気のある取り組みが来ています。 ・事業計画の年間行事では、保護者や地域の参加を促し交流を図る行事が、季節ごとに入っており、地域に開かれた園、地域に根ざした園、選ばれる園を目標に取り組みられています。「多種多様な人との関わりの中で多様な価値観をもつことで保育に厚みを持たせる。」と、目標に掲げて、行事や各活動等に保護者や地域の方の参加を呼びかけ、意見の交換会を行うなどの工夫が来ています。 		

I-4 保育の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われています。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて職員の研修計画が組織的に出来ており、毎月1回は個人の自己記録（経過記録）の確認や、PDCAサイクルにもとづいた保育の質の取り組みについては、組織的に取り組まれています。 ・保育の内容については、保育士の面談（年1回）を行うことで、保育の方法等を含めた相談について、積極的に取り組むことが出来ています。 ・よつば保育園では「目指す保育士像」や「保育の心」が明文化されています。また、「特に言葉遣いを大切に」と明記されています。自己研さんを含めて、常々、保育士の頑張りに応援出来るように努め、同時に仕事がし易い環境づくりが組織的に出来ています。 		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内外の研修や園内研修、個人面談等の報告文書は正確に文書化されており、職員間でも共有出来ています。 ・職員間で共通すべき課題等については反省会を行い、改善内容の話し合いが行われています。復命書と同様に園長評価が行われ、必要に応じて改善を行うことにより見直しが定期的に行われています。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 施設管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設管理者の責任が明確にされています。		

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・よつば保育園では保育理念と方針、保育目標に沿って「目指す保育士像」が明確化されており、毎月の職員会議や勉強会、園内研修を行うなど、保育園内の広報誌等にも詳しく掲載されています。 ・保育士としての心構えである「保育の心」を常日頃から全保育士に話すことで自らの役割と責任について理解が図られています。 ・園内の職務分掌については文書化出来ています。また、会議や研修等で園長の表明は出来ており、保育園内全体で周知が図られています。 ・有事における施設管理者の役割と責任については、保育園内で「自衛消防組織編制」が組織的に出来ており、自らの役割と責任を全職員に表明し理解が図られています。 		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内外の研修や勉強会等で、明らかになった遵守すべき法令等については十分に理解を示すことで、行政関係や他の事業者との関係を保持されています。また、全職員共通認識が必要な場合は、園内で回覧や展示を行うなどが組織的に出来ています。 ・法令順守の観点での経営に関する研修や勉強会には、積極的に参加しています。 ・雇用や労働や防災、環境については、常に研修で得たことを保育運営に遺憾なく発揮されています。また、常に法令集等を揃えて知識を深めており、社会保険労務士に相談する等の対応も組織的に整備されています。 		
Ⅱ-1-(2) 施設管理者のリーダーシップが発揮されています。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・よつば保育園が常に力を入れている点として、保育の質の向上があります。内容は「①年1回の接遇マナー研修の実施、②園内研修の充実を図る、③新人園内研修の充実」です。このように、常に保育の質の現状について定期的及び継続的に評価と分析が行われています。 ・管理者が、未満児の教室はもとより、以上児の教室に直接入る巡視を行い、評価分析を行うことで保育に関する質や課題を把握することが出来ています。また、管理者自らが現状分析を積極的に行っています。 ・職員の資質向上を図るため、研修会には出来るだけ参加するよう努められており、また、毎月の園内研修を計画し実施していくことで、保育の質の向上に向けた取り組みが図られています。 		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育経営の改善や業務の実効性に向けては、人事、労務、財務等の現状分析を常に行い、特に労務に関しては重要だと考えています。常に職員と共に勉強し、公平な取り組みを心がけておられます。 ・職員、保護者からの課題を聞き取り、即対応されています。また、若い職員が多く、職員に対して常に「仕事の替りはいるけれどお母さんの替りはいない。」と話し、保育士が年休を取る場合も、取りやすい雰囲気作りをされています。常に、働きやすい環境づくりについて、気を配る取り組みをされています。 ・よつば保育園では、職員に対して、いろんな形で一人ひとり個別相談に乗り、年休等が取 		

りやすい環境を目指した、積極的な取り組みが来ています。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われています。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われています。	㉠・b・c
<コメント> ・園のホームページで理念、保育方針、提供する保育内容、施設、現況報告書、貸借対照表等公開しています。 ・苦情・相談体制、内容については、重要事項説明書に記載しています。 ・地域に向けては、園の保育内容を記載説明したパンフレットを東区役所に設置したり、一時保育時に配布したりしています。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。	㉠・b・c
<コメント> ・事務、経理、取引に関するルールは、経理規定に明示され職員に周知されています。 ・会計責任者、出納職員は、理事長が任命し権限・責任についても経理規定で明確にし、職務分掌表で周知しています。 ・内部監査は、年2回(10月、2月)に選任された内部監査員によって定期的に行われています。 ・外部専門家、公認会計士、社会保険労務士によって事業や事務の指導が行われ、次年度への見直しや改善が行われています。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されています。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っています。	㉠・b・c
<コメント> ・「地域に開かれた存在でありたい」「地域に根ざした保育園」「100年続く信頼を求めて」等、地域との関わりについて姿勢を文書化しています。 ・創立2年目で、地域の方々と、少しずつ交流を広げていっています。現在、小学校、郵便局、近所の高齢者などを園の行事へ招待し、高齢者施設や障がい者施設への訪問交流などを行っています。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立しています。	㉠・b・c
<コメント> ・ボランティア受け入れ規定を作成し、マニュアルも整備されています。 ・活動の確認書に添って、ボランティアコーディネーターが日時、期間の確認、活動への協力、活動の注意事項、活動内容等を説明しています。 ・活動中の事故防止として、ボランティア保険、行事保険に園負担で加入するようになっており、活動内容に応じて細菌検査の結果を提出するようになっていきます。 ・個人情報保護についても、誓約書により守られています。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されています。		

25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへのサービスの質の向上のために、まず園医に相談し、市子ども発達支援センターウエルパル熊本、東区役所保健師との連携を行い、心理相談員、作業療法士からの判定や指導を受け、記録しています。 ・託麻東校区子育て支援「そてつの会」や幼保小中連携などに定期的に参加し、情報交換を行っています。 ・連絡機関や定期的な連絡会での取組み等会議や復命会を通して、職員に周知されています。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っています。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2運動場を地域の子ども達に夏休み中開放してはどうか、という提案をしています。 ・東部ブロックの園長同士で、地域の活性化や町づくりのために単独でなく、各園が共に協力していきましょう、という方向に話ができています。 ・熊本地震では、被災者の受け入れはありませんが、物資（紙オムツ、食料）の配布や避難所（小学校）で不足し不便だったトイレを開放して、地域支援を行いました。 		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、地域の子育てニーズ（待機児童解消）に基づき、30名の定員増を行いました。 ・子育て支援センターや関連機関（校区内保育園、小中学校、民生児童委員、ウエルパル熊本、区役所、園医等）との連携に努め、定期的な会議（連携協議会）に参加しています。 ・一時保育を行い、相談等に応じています。 ・園児の保護者、祖父母のみでなく、地域の方、高齢者にも呼びかけて園の行事（七夕のつどい、もちつき、作品展、ひなまつりなど）に参加してもらっています。 ・障がい者を雇用し、福祉に貢献しています。 		

評価対象Ⅲ 適切な保育の実施

Ⅲ-1 利用者本位の保育

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されています。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した保育提供について共通の理解をもつための取組を行っています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念、方針に「心身健全な育成」「子どもの人権や主体性の尊重」など明示し、朝礼時児童憲章を唱和しています。 ・「保育の心」（保育の現場の良し悪しは、子どもに「笑顔」があるかどうかで決まる。子どもを「素直に純粋に見よう）」を策定し、会議で職員に周知し実践するための取組を行っています。 ・定期的に研修に参加し、復命や勉強会を行い、共通の理解をもつための取組を、行っています。（人権教育研修会、市就学前人権教育研修会など） ・自己点検チェックリストに、「子どもの人権」の項目があり、年1回自己評価反省となっています。 		

29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育提供が行われています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものプライバシー保護についての規程マニュアルを、作成してあります。 ・自己評価チェックシート留意事項に、養護、健康、人間関係、子どもの人権、食事等々の項目で権利擁護について掲げ、子ども達に配慮した保育を心がけています。 ・虐待防止については、運営規定第18条で定め体制を整備し、職員には会議で研修を行っています。 ・不適切な事案（職員及び保護者による虐待）が発生した場合は、18条2項に明示し、児童相談所等、適切な機関に通告するようになっています。 		
Ⅲ-1-(2) 保育サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われています。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育サービス選択に必要な情報を積極的に提供しています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真、図、絵を使用した、保育内容が分かり易いパンフレットを、東区役所、託麻市民センターに置き、多くの人が情報を入手できるようにしています。 ・園見学や一時保育希望者には、パンフレットを配布し、質問等には詳しく説明しています。 ・パンフレット・入園のしおりは、毎年年度末に見直しをしています。 		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明しています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの利用者に対しても、重要事項説明書に基づいて説明が行われ、同意を得ています。内容は、「施設の目的・運営、提供する教育保育内容、職員について、教育保育を行う日・時間、保育料等、利用定員、利用の開始及び終了に関する事項、緊急時対応及び非常防災対策、要望・相談・苦情の受付、利用者に対するの保険、守秘義務及び個人情報の取り扱いについて等」、です。 		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり保育サービスの継続性に配慮した対応を行っています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転園、退所、卒園等保育サービスの変更、終了に関して、重要事項説明書（利用の開始及び終了に関する事項）で、保護者に説明しています。 ・全園児入所時から個人別に記録された保育要録があり、転園の場合それをもとに申し送り書（引き継ぎ書）を、作成しています。 ・卒園児など保育サービス終了に関しては、保育要録を、各小学校へ申し送るようになっています。 ・相談担当者及び窓口は副主任となっています。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めています。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足に関する調査として、アンケートを年2回（5月・2月）実施しています。 ・毎年1週間個人面談期間を設け、保護者の都合の良い日に個人面談を行い記録し、子ども支援や保護者満足の向上に、役立てています。 ・保護者懇談会、親子遠足、行事毎に開催される役員会等で、保護者のニーズを把握しています。 ・これらの会合には、園長、副園長、主任、副主任が参加しています。 		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されています。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能しています。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者（園長）・受付担当者（主任保育士）・第三者委員（民生委員2名）体制が整備され、玄関に取組み体制を掲示しています。 ・保護者には、入園時に配布される重要事項説明書に記載し、説明を行っています。 ・年2回実施されるアンケートにより、保護者の意見要望も出しやすくしています。 ・受けた内容については、受付と解決を図った記録も保管されていますが、決められた様式ではなく、大学ノートに記載されています。決められた様式に記載されることが望まれます。 ・解決結果は、保護者に配慮し文書で公表しています。内容によっては、職員会議において、保護者対応（接遇）や職員心得等、職員研修を行いサービスの向上に努めています。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知しています。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クローバールーム（相談室）が2Fに設けられ、相談内容によって活用され、意見を述べやすいスペースになっています。 ・相談、意見、提案など連絡帳、担任、主任、副園長、園長、保護者会長をとおして、意見箱等、複数の方法が現在行われていますが、方法として文書化されていません。 ・保護者に、相談したり意見を述べたりする複数の方法や相手を自由に選べることを、分かり易くした文書を作成し、周知掲示されることが期待されます。 ・現在、意見箱は玄関（以上児用）に設置されています。送迎用出入り口が2か所（以上児用・未満児用）ありますので、全保護者が利用できるよう、意見箱の設置工夫が期待されます。 		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応しています。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・要望・提案等について、マニュアルを作成し、整備されています。 ・朝・夕の送迎時は、保護者との会話を心がけています。 ・相談や意見に対しては、記録し担任から主任・副園長・園長への報告になっており、迅速な対応に心がけています。 ・内容によっては、職員会議で検討し、保護者会長を交えて検討解決も行っています。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われています。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されています。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園外保育における危機管理、園内における危機管理、戸外遊具点検整備、室内点検整備など、それぞれに選任配置し職務分担表で責任者を明確にし、体制を整備しています。 ・危機管理マニュアルも作成され、ヒヤリハット収集、事故報告書も記録されています。 ・けが・事故の場合、園長・看護師に報告、保護者に連絡し、通院という手順になっています。 ・ヒヤリハット、事故報告書をもとに職員会議が行われ、発生要因の分析、改善策、再発防止に取り組まれています。 ・職員に対しては、日本赤十字安全指導員による幼児安全法の講習を実施しています。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っています。	㉓・b・c

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策については、看護師及び保健衛生リーダーを定め、職務分担表で、責任と役割を明確にしています。 ・感染症予防対応マニュアルを作成し、4月初めに職員会議で感染症予防対策について園内研修を実施し、見直しも行っていきます。 ・ウィルス、カビ、食中毒を防ぐために、園全体の除菌消臭にスーパ一次亜水を使用しています。また、毎月担当を決めPH値を記録しています。 ・ノロウィルス、嘔吐下痢症などが発生した場合は、水道を開栓すると次亜水が出て、処理できるようになっています。 ・保護者には、毎月保健だよりを配布し、玄関には感染ボードを設置して、その日の状況がわかるようになっています。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応体制が定められ、火災・地震・水難・交通・防犯（不審者）等、定期的に訓練が行われています。 ・火災の場合、火災通報専用電話機が設置してあり、火災訓練は、火元に応じて避難場所も3か所設定し、訓練を行っています。 ・立地が103号線沿いのため、避難場所によっては職員指導と共に子ども達にも車に注意し歩道片側を避難することも指導しています。 ・安否確認の方法として、子どもと職員の緊急連絡表を作成し、事務室に設置及び一斉メール配信の方法があり、職員に周知されています。 ・米、ビスコ、水、紙おむつなど備蓄し、主任、副主任が管理し月1回点検しています。 ・防災計画も整備され、専門業者による機器点検年2回、消防署との連携年2回行われています。 ・子ども達の安全面から多数の防犯カメラが設置してあり、園近くに不審者が発生した時は、警察に防犯カメラの映像を提供して協力しています。 		

Ⅲ-2 保育サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する保育サービスの標準的な実施方法が確立しています。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する保育サービスについて標準的な実施方法が文書化され保育サービスが提供されています。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度始めに作成された保育課程を基に、年間計画、月間計画、週案、個人別計画作成し記録されています。 ・子どもの尊重に関しては、保育課程をはじめ各計画の中に明示してあります。 ・各計画（年間、月間、週案）に反省や自己評価欄が設けてあり、記入し、質の向上を目指した保育サービスとなっています。 ・現在、保育時や会議で保育手順等指導されていますが、さらに職員誰もが行わなければならない基本となる実施方法を、具体的に記された文書作成が期待されます。 		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立しています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画や行事など、毎月反省見直しをし、3月には、全体的な見直しが行われ、次年度へ繋げています。 ・個人別記録は、0歳児は毎日記録、1・2歳児は週ごとに記録、3・4・5歳児は月ごとに記録となっており、1ヶ月毎に、自己評価反省をするようになっています。記入後は、 		

<p>1ヶ月毎に主任、副園長、園長に提出確認となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の職員会議で、各クラスの報告を行い情報を共有し、保育サービスの質の向上に努めています。 ・アレルギー、離乳食、排泄など保護者からの意見要望については、会議で検討し、保育に反映され、また、次担任への申し送りがなされています。 		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより保育サービス実施計画が策定されています。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な保育サービス実施計画を適切に策定しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の責任者は、担任となっており主任、副主任が参画し、場合によってはウエルパルなどの専門家に相談しています。 ・個人面談により、子どもの身体状況・生活状況の把握が行われ、一人ひとりのニーズに応じた個人別計画・記録が行われています。 ・現在、障がい児は入所していませんが、気になる子や保護者からの相談には、ウエルパル熊本や、かもめくらぶ（発達相談員）と連携し、助言・指導をうけ、計画作成や見直しを行っています。 		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に保育サービス実施計画の評価・見直しを行っています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しは、3月に実施し各担任代表、主任、副主任、副園長、園長参加のもとで、検討会議が実施されています。 ・見直しによって変更された計画は、4月1日の全職員参加の職員会議で周知されています。 ・緊急に変更になった場合は、朝礼や回覧での報告となっています。 ・実施計画の評価見直しは、各クラス毎月の指導計画・個人別計画の評価反省を実施すると共に、年度末には、人事考課表記入・自己点検自己評価チェックを行い、課題を明確にして、保育サービスの質の向上に努めています。 		
<p>Ⅲ-2-(3) 保育サービス実施の記録が適切に行われています。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する保育サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体状況や生活状況は、保育協会の様式を使用し、個人別計画や記録は、年齢毎に園で定めた統一した様式を使用し、記録しています。 ・様式には、子どもの様子、保育士のかかわり、保護者支援が記入されサービスが実施されていることが確認できます。複数担任のクラスは、クラス会議を行い、記録しています。 ・記録した書類は、毎月副主任、主任、副園長、園長に提出し、確認の上、捺印となっています。 ・毎月の職員会議でクラスの状態を発表報告し、全職員で共有しています。 		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理規定により、責任者を園長とし、子どもの記録書類の保管場所（施錠）・保存年限・廃棄など体制整備されています。 ・保護者には、入園時配布する重要事項説明書に明記し、守秘義務及び個人情報の取り扱いについて、説明しています。 ・職員に対しては、社会保険労務士による研修を行い、誓約書を記入してもらっています。 		

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-1 (1) 養護と教育の一体的展開		
46	A-1-1 (1) -① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>児童福祉法に基づき、子どもの心身の健全な育成を図り、その最善の利益のため子育て支援をしていくことを理念として、保育課程を編成しています。</p> <p>保育課程は、全職員参加の上で編成され、年度末に評価改善されています。</p> <p>年齢別保育課程には、養護・教育の他に食育の欄を設け、食を営む力の基礎を培うための、具体的な姿を挙げています。</p>		
47	A-1-1 (1) -② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児室は南向きで、明るい雰囲気が感じられる 56.3 m²の保育室と 46.4 m²のほふく室で、4人の保育士と看護師の、丁寧な関りの中で保育されています。保育室には、床暖房が入っています。</p> <p>個人別指導計画は、全園児一人一人にたてられ、入園から卒園までその成長が分かるように、同じ綴りで保管されています。</p> <p>朝の受け入れ時には、前日の家庭での様子を聞き取り、検温・視診を行っています。検温は、昼寝前後にも行っています。</p> <p>離乳食は、入園時に保護者から「離乳食チェック表」の提出を受け、家庭で食べている食材を使って、作られています。</p> <p>園庭での遊び、「朝の体操」への参加、手押し車に乗ったり、保育士と手をつないでの散歩、などの、外遊びが行われています。</p> <p>室内では、方言を交えた話しかけや、わらべ歌遊び、手作りの手袋人形でのふれあい遊びなどが、行われています。又階段をハイハイして上り下りする事で、手足や全身の機能を高めています。</p> <p>SIDSに関する知識を職員に周知し、0・1歳児には5分ごとの午睡チェックを行っています。又0歳児については、看護師によりダブルチェックを行っています。</p>		
48	A-1-1 (1) -③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>1歳児は24名の園児、2歳児には27名の園児がおり、夫々4名の保育士が関わっています。必要に応じてフリー保育士や主任が入り、探索活動や自発的な活動などに対応しています。</p> <p>1歳児室には床暖房が入り、職員手作りの、牛乳パックを利用した椅子に座って、下着やズボンを穿くなど、自分でやろうとする気持ちを尊重しています。</p> <p>散歩や園の隣の農園での作業の際、地域の方に声を掛けられたり、登校中の高校生などと挨拶する姿がみられます。ナイスライでの訪問があり、高校生にも親しみを感じているようです。</p> <p>豆まきや誕生会等行事の様子を、写真に撮り、玄関室に展示をしています。又、日常的に連絡帳に記述して、子どもの状態や育ちを、保護者に伝えています。</p>		
49	A-1-1 (1) -④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されています。	㉠・b・c

<p><コメント></p> <p>食後の歯磨き、午睡前後の着替え等を、自分のペースで行い、遊び道具としてお弁当箱・ナプキンを用意して、包む・結ぶなどの習慣を、自然に身に付けられるようにしています。</p> <p>リトミックが、全園児に行われています。外部講師に頼らず、職員がリーダーとなり、それぞれの発達に合わせた動きを、楽しんでいきます。ペアで行う“鍋なべそっこぬけ”などは、異年齢でペアを組み、楽しい交流となっています。</p> <p>月2回、4・5歳児に、外部講師による「体操教室」が行われています。予めカリキュラムを組み、特に集団での活動に力を入れています。又、英会話教室が月2回、4・5歳児に行われています。外国人の方と日本人の二人組で訪問され、年齢にあった指導を行っています。</p>		
50	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>幼保小中連携交流会が、年4回ほど行われ、年長児と5年生の餅つき交流会や、プレゼント交換会などが行われ、就学の不安を解消する行事となっています。学校への訪問見学、小学校教諭による講習会も開催されています。</p> <p>保護者との就学前の面談を行い、生活習慣、自然や身近な事象への関心などについて、就学前アンケートを取り、就学に対する不安などを聞き取り、取り除く場となっています。</p> <p>保育所児童保育要領は、園長の責任のもと担任が参画して作成され、送付されています。</p>		
51	A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員には新人研修、接遇研修などが行われており、丁寧な行動・言葉遣いが徹底されています。</p> <p>言葉を大切になど25項目から成る「保育の心」や「大人は子どもの鏡」で保育士としての心構えを配布・掲示されているほか、「体罰や抑制、ふさわしくない呼称などの禁止事項」についてのマニュアルも整備されています。</p>		
52	A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援しています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時は資料配布のうえ面談を行い、子どもの成育歴や家庭の状況を聞き取っています。最近では、熱性けいれんを起こす子どもがいることから、健康面での聞き取りを十分行っています。又、離乳食の食材チェックも入念に行っています。</p> <p>ならし保育の期間は、子どもの様子を見ながら無理のないように、保護者との相談により柔軟に対応しています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
53	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育室は自然の光や風が入り、床暖房やエアコンで、室温調節がされています。園全体の除菌・消毒のため、スーパー次亜水の噴霧を行っており、野菜の洗浄、各部屋やトイレの洗浄又、嘔吐などがあった場合の消毒にも使われています。</p> <p>以上児用保育室の南側には、日当たりの良いフリースペースを広く取り、保育や自由遊びは勿論、食事・午睡時の準備時にも使われ、空いている時には、未満児も階段を上って遊んでいます。</p>		

<p>日常の保育には、保育者が身近にいられるように、フリーの職員が適切に配置されています。</p>		
54	<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されています。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>0・1歳児のトイレトレーニングには、お丸より小さく安定していて、園外保育にも持ち出しやすく、衛生的に洗浄できるホーロー製のポットを使用しています。1・2歳児トイレに象の形のペーパーホルダー兼仕切りを設置するなど、トイレの習慣が楽しくつくよう配慮されています。</p> <p>悪天候でない限り、戸外で遊ぶようにしています。日差しが強くなってくると、南向きの園庭の全面に遮光ネットを張り、日差しを和らげています。</p> <p>園庭は以上児が主に遊ぶ大型遊具の他、ジャングルジム・鉄棒・砂場などが設置され、未満児用には、滑り台、スイング遊具が設置されています。大小の三輪車・ボール・フープなどの用意もあり、子どもたちが元気に思い思いに遊んでいます。5分程先に第二園庭が有り、梅や桜の花見をしたり、走り回ったり、凧揚げなどをして遊んでいます。</p>		
55	<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されています。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>設立以来間がなく、室内用玩具としては、ブロック・パズル・おままごとなどがありますが、牛乳パック利用の独楽や、プリンのカップに色を塗ったもの（タワーなどを作る）など、工夫して作った、手作りおもちゃも用意されています。</p> <p>当番活動は年長組で行われており、出席人数を調理室に報告し、下のクラスからの依頼で、遊具の片づけなどの手伝いをし、年少の子ども達とのふれあいとなっています。</p> <p>夏場には、ボディペインティングをし、手や足についた絵具で模造紙に制作し、マーブリングや観察画制作なども共同で行っています。</p>		
56	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されています。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>玄関前にプランターや鉢を置き、一人一人のチューリップを植えています。園の裏手には「よつば農園」があり、から芋・ジャガイモ・大根などの種をまき、草取りなどの世話をし、収穫を楽しんでいます。収穫した野菜は給食に利用しています。</p> <p>第二園庭では虫かごを持って、バッタやセミを追いかけて遊んでいます。</p> <p>秋にはドングリを拾い、粘土を入れたプリンカップに飾って遊び、葉っぱを擦りだして制作物を作っています。</p> <p>11月には、地域の消防署・交番・郵便局などに、子供たちの手作りカレンダー、花束を持ち「感謝訪問」をしています。</p> <p>年長組は、夏のお泊まり保育で路線バスに乗り「雑草の森」に出かけ、ピザ作りやキャンプファイヤーをし、思い出を作っています。秋には「社会科見学」で路線バスに乗って熊本城に行き、地震での被災の様子を見て、その様子を共同で絵画制作しています。</p> <p>地域の行事としては藤崎宮の例大祭に合わせ、勢子の方と飾り馬が訪問し、まつりの雰囲気味わい、馬との触れ合いをしています。</p>		
57	<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されています。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p>		

<p>英語教室が行われており4・5歳児が、月2回ネイティブの外国の方の英語に触れる体験をしています。</p> <p>大江の市立図書館から、1回200冊の絵本の貸出を受けており、保育の中で読み聞かせをするとともに、家庭への貸し出しを行っています。</p> <p>大太鼓・小太鼓・カスタネット・スズ・マラカスなどの楽器が用意され、子ども達は保育の中で、楽しんで演奏しています。12月には発表会が行われ、保護者に披露していますが、プレ発表会で祖父母を招待しています。祖父母にはゆっくりと見られると、喜ばれています。</p> <p>発表会以外の表現の機会としては、運動会・作品展などの園で行う行事の他、年4回程施設訪問を行っています。ハロウィンやクリスマスなどで、障がいをもつ方やお年寄りと一緒に、肩たたきゲームや折り紙ペンダントなどの制作をし、歌や踊り以外の触れ合いも楽しんでいます。</p>		
58	A-1-(2)-⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>エレベーターを完備し、日常の保育では使用していませんが、祖父母参観の際など必要に応じて利用され、高齢の方などに喜ばれています。</p> <p>園児たちの登園・降園の際の混雑を緩和するため、未満児用と以上児用の2か所の玄関を設けています。</p>		
A-1-(3) 職員の資質向上		
59	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>12月に職員全員が「人事考課表」で、積極性・規律性・責任性など5つの要素についての自己評価を記入し、それを基に園長との面談を行っています。</p> <p>年1回事業計画書を読み合わせ、一年間のそれぞれの保育についての振り返りを行っています。</p> <p>自己評価では、職員の仕事への取り組みだけでなく、子どもの活動、心の育ちや意欲、取り組む過程などについての振り返り、又「全職員による共通理解」を持って取り組むことが求められており、現在「自己評価ガイドライン」などに基づいて資質向上が行われています。</p>		

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
60	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時や進級時の保護者面談や、日常の保育の中で、家庭環境や生活リズムなどの違いを把握し、尊重しています。</p> <p>職員が心がけている25項目の「保育の心」では、保育の現場では気配りが最も大切とし、「優しい思いやりのある言葉は自己を高める。言葉を大切に。」と締め括られ、職員が折に触れ、目を通しています。</p>		
61	A-2-(1)-② 障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>現在障がい児の在籍は無く、いわゆる困り感のある園児については、個別指導計画に基づいて、その特性を生かし、生活を高められるよう関わっています。</p>		

<p>困り感のある子どもの保育については、職員会議など保育所全体で話し合い、必要に応じて、「ウエルパル」に依頼し、アドバイスを得ています。 職員の研修が行われ、復命が行われています。</p>		
62	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉 園での生活は、年齢ごとにデイリープログラムを立て、連続性、計画性に配慮されています。 子どもの状況についての、職員間の引継ぎは、「朝礼連絡事項票」を活用し、日中に引き継ぎ事項があれば、メモを付けています。 怪我・病気の場合は、事務室の医務スペースに看護師が付き添い、子どもの様子を観察しています。保護者への説明は担当の職員や必要に応じて、園長・主任が行っています。 18時頃お菓子とお茶が提供されており、献立表への記載があります。</p>		
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
63	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施しています。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉 入園時面接の際、「児童票」により、既往症や予防接種の状況を記入していただき、入園後は常に保護者から、情報を得ています。 体調のすぐれない子どもについては、保護者と連絡帳や口頭で確認し、柔軟に対応しています。薬を預かる場合には、必ず手紙を添えて貰っており、内服薬・外用薬ともに看護師により、投薬が行われています。</p>		
64	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができるよう工夫をしています。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉 食に関しては保育課程にも食育を取り上げ、「食育計画」を作成して取り組んでいます。 個人差やその日の食欲に応じて、食事の量を加減したり、無理強いせず少しでも食べれば褒めて、お互いに喜び合うことで、楽しく食べられるように援助しています。 月に1回「誕生会」に、3歳以上児の誕生児の保護者と一緒に過ごし、給食もホールで一緒に食べて、保育や給食の様子を体験する機会としています。毎日の食事・おやつを玄関前に展示し、毎月献立表の他に食育だより「クローバー」を発行し、家庭と連携しています。</p>		
65	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしています。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉 行事の際の献立では、2月に豆ごはんとイワシのフライ、3月にはちらし寿司、7月は七夕そうめんなどが出され、12月は、スーパーでスポンジケーキを子ども達が買ってきて、自分たちで飾り付けをし、クリスマスケーキを作っています。 クッキングとして夏にカレー・ピザ・ホットドッグ作り、秋にキャラメル作り、暮れに餅つき、1月にはよつば農園で育てた大根で、子ども達が切り干し大根を作っています。 栄養士は給食の際、曜日を決めて3歳以上の保育室に入り、一緒に食事をして子どもとの会話を楽しんでいます。</p>		
66	A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っています。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉 給食反省会が月1回栄養士・担任・主任などが参加し、給食運営の改善に向けて開催されています。 夏祭りで保護者会との連携により、カレーライス・ホットドッグなどを作って食バザーの</p>		

<p>実施をしています。又、よつば農園で収穫した大根で、子ども達が切り干し大根を作り、保護者が「ごぶ付け」を作り給食に出されています。</p> <p>よつば農園で収穫した野菜が給食に出される時は、子ども達がマイクを握って園内放送をしています。</p>		
67	A-2-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科診断結果は、連絡帳に記入し、プリントをして保護者に渡しています。歯科診断結果を受けて、虫歯の数をクラス毎に棒グラフにし、「むしばをやっつけよう」と張り出しています。治療済みの連絡があれば、グラフの虫歯を消しています。</p> <p>歯磨きは1歳児後半から行っており、CDの曲に合わせて、安全に無理なく習慣付くように指導されています。</p>		
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
68	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っています。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患を持つ子どもについては、入園時又は、発症時に保護者からの聞き取りを入念にし、主治医からは「アレルギー検査報告書」の提出をうけています。</p> <p>アレルギー除去食が必要な場合は、保護者から食材一覧表で除去する食材にマーカーで印をつけて貰っています。食事の提供時は、間違いのないようにトレーの色を変え、給食室・保育室でそれぞれダブルチェックを行っています。</p>		
69	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されています。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>衛生管理に関する担当者は、管理栄養士となっており、調理場・水回りの清掃は、毎日スーパ一次亜水を用いて行われています。毎週土曜日には、更に念入りに行っています。</p> <p>マニュアルとしては「感染性マニュアル」内に「衛生管理」として整備していますが、細かくは、熊本市保育幼稚園課「大量調理施設衛生管理マニュアル」を準用しています。</p> <p>不定期に部署会議を行っているとの事でしたが、更に定期的に衛生管理に関する検討会を開催することが期待されます。</p>		

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
70	A-3-(1)-① 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っています	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個別の相談や送迎の際の対話については、「事務日記」の記事として記録されています。</p> <p>連絡帳は未満児には家庭・園で毎日、それぞれの生活を細かく記入し、以上児については、必要な時に記入されています。</p> <p>保護者と共に子どもの成長を喜ぶ機会として、入園式・お見知り遠足・運動会・発表会・卒園式がありますが、1週間の間で保護者の都合の良い時間に行われる、「個人面談」「保育参観」「作品展」などがあり、保護者の負担の軽減を図っています。</p>		
71	A-3-(1)-② 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの	㉑・b・c

	話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けています。	
<p><コメント></p> <p>保育参観は年2回おこなわれ、参観日に有識者の講演会が開催される時もあります。又、参観に併せて作品展の開催をしています。保護者面談は2回行われ年長児クラスには、入学に向けた保護者会が、別に行われています。</p> <p>保護者は春の親子遠足・餅つき・誕生会などで保育に参加し、園での様子を知る機会としています。</p> <p>保護者組織とは運動会・発表会で協力体制を取るほか、夏まつりでは保護者会主催の食バザーを行っています。又「おやじの会」も組織されコーヒーの販売をし、餅つき行事でも参加し協力しています。</p>		
72	A-3-(1)-③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めています。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>朝登園の際、家庭での様子を聞き取るなどのコミュニケーションを取り、視診や午睡時の着替え、身体測定などでの観察を行っています。</p> <p>「運営規程」(虐待防止のための措置に関する事項)で、人権の擁護、虐待の防止、職員への研修などを挙げています。虐待を発見した場合の対応などについて、マニュアルを整備しています。それに基づく職員研修も行われています。</p>		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準 (評価対象Ⅰ～Ⅲ)	4 2	3	0
内容評価基準 (評価対象A)	2 6	1	0
合 計	6 8	4	0